国語分科会(第45回)議事録

平成23年1月25日(火) 午後2時 ~ 3時10分 旧文部省庁舎・第2講堂

[出席者]

(委員) 林分科会長, 西原副会長, 前田漢字小委員会主查,

杉戸日本語教育小委員会副主査,足立,阿辻,伊藤,伊東,井上,岩見,内田, 沖森,尾崎,金武,笹原,武元,出久根,東倉,納屋,西澤,長谷川,松村, 邑上,やすみ,山田各委員(計25名)

(文部科学省・文化庁)近藤文化庁長官,吉田文化庁次長,小松文化部長, 舟橋国語課長,氏原主任国語調査官ほか関係官

[配布資料]

- 1 文化審議会国語分科会(第44回)議事録
- 2 「常用漢字表」(平成22年11月30日内閣告示)
- 3 第10期国語分科会日本語教育小委員会審議経過について
- 4-1 標準的カリキュラム案活用のためのガイドブックについて(報告の概要)
- 4-2 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック

[参考資料]

- 1 内閣告示「常用漢字表」説明会の開催について
- 2 障害者制度改革の推進のための第二次意見(抜粋)
- 3 「敬語おもしろ相談室」の公開について
- 4 文化庁における国語・日本語教育施策(平成23年度予算案)について

[経過概要]

- 1 事務局の異動について紹介があった。
- 2 開会に当たり、近藤文化庁長官から挨拶があった。
- 3 事務局から配布資料の確認があった。
- 4 前回の議事録については既に了承済みであることが確認された。
- 5 事務局から「改定常用漢字表」の答申以降の動きについて説明があり、その後、質疑 応答が行われた。
- 6 西原副会長(日本語教育小委員会主査)から配布資料 3, 4-1, 4-2 についての説明があった。その後、質疑応答が行われ、配布資料 4-2 について了承された。
- 7 次回の文化審議会総会(1月31日開催)においては、本日の議事内容に基づいて、 報告することが確認された。
- 8 事務局から、参考資料3、4についての説明があった。
- 9 西原副会長及び事務局からの説明、質疑応答におけるやり取りは次のとおりである。

○林分科会長

議事に入る前に、前回の議事録ですが、これは昨年6月17日付けの事務連絡で、「改定常用漢字表」の答申冊子と一緒に御送付申し上げまして、既に御確認いただいておりますので、本日は参考として、お目に掛けているということでございます。そのように御理解を頂きたいと思います。

本日は、今期最後の国語分科会でございますので、漢字小委員会、日本語教育小委員会でこれまでに検討なさった事柄について御報告いただき、その後、意見交換をさせていただきたいと思っております。ただ、漢字小委員会につきましては、前回の国語分科会総会で答申案をお認めいただいておりまして、検討が既に終了していますので、前回の国語分科会総会以後の動きにつきまして、事務局から御説明いただきたいと思っております。

それでは、まず、国語分科会総会以後の経過につきまして、事務局から御説明をお願い いたします。

○舟橋国語課長

常用漢字表につきましては、昨年5月の国語分科会で答申案を御了承いただきまして、 その後、6月の文化審議会総会に林分科会長より答申案の報告を頂きまして、総会におい てもその答申案を御了承いただきました。そして、6月7日付けで、西原文化審議会会長 から答申がなされました。その後、答申されました新しい常用漢字表を一般社会における 漢字使用の目安ということで、広く国民に周知をするということから、これまでの、改定 前の常用漢字表同様に内閣告示をするということで、関係省庁と事務的に調整をしてまい りました。その結果としまして、お手元の資料2、白表紙にございますように昨年の11月 30日付けをもちまして、常用漢字表の内閣告示が行われております。

こちらについては表紙から2枚ほどめくっていただきますと、青い紙の次に1ページとなっておりますけれども、11月30日付けをもちまして内閣総理大臣名で内閣告示という形で告示をされたところでございます。昭和56年の従来の常用漢字表の内閣告示については廃止されたということになっております。3ページ以降には前書き、それから表の見方等ございますが、これについては答申の基本的な考え方に基づいて、そのまま告示をさせていただいているところでございます。

本表につきましては、13ページ以降にこれも答申のとおり掲載をしておるところでございまして、165ページ以降が付表ということで熟字訓等について、これも答申いただいたとおりに告示をしているという状況になっております。

なお、恐縮でございますが、167ページをお開けいただければと思います。ただ今御覧いただきましたのは内閣告示、つまり一般の国民の方への告示ということであったわけですけれども、167ページにおきましては内閣訓令ということになっております。これは、国の行政機関が公文書において漢字使用を行う場合の基準として、この常用漢字表によるものとするということを内閣訓令という命令の形で示したものでございます。

それから、この内閣訓令の171ページを御覧ください。171ページに「4 法令における 取扱い」というものがございます。法令における漢字使用等については別途内閣法制局から の通知によるとございまして、これに基づいて同じ昨年11月30日付けで内閣法制局から 各省庁に対しまして、法令における漢字使用についても新しい常用漢字表を基準として、 それによるものとするという、通知が発出をされているところでございます。このように 答申いただいた常用漢字表が一般の目安、行政機関における基準、あるいは法令における 基準として内閣告示、内閣訓令とされ、通知もされているという状況になっております。

この内閣告示,それから内閣訓令されたということを踏まえまして,文化庁におきましては,この新しい常用漢字表の周知に努めることにしております。参考資料1を御覧いた

だきたいと存じます。今月の1月22日から各地区におきまして新しい常用漢字表の説明会を開催させていただいております。「内容」のところにございますように、林分科会長、また漢字小委員会の前田主査に御出席を賜りまして、漢字表の概要の説明、それから鼎談という形で新しい常用漢字表の趣旨・内容について皆様方に御説明するというものでございます。

「その他」のところにございますが、既に昨年8月に開催いたしました東日本地区及び西日本地区の国語問題研究協議会、また、今年3月に予定している国語施策懇談会におきましても、新しい常用漢字表についての説明を行うということで、全国各地区で説明会を行っていくことを予定しております。

常用漢字表の関係で、もう1点御報告させていただきます。参考資料2を御覧いただきたいと思います。昨年6月の答申におきまして、言わばペンディングとなっておりました「しょうがい」の表記に係る「碍」の字の扱いでございます。昨年6月の答申「改定常用漢字表」においては、字種選定の基準に照らして「碍」の字は採択していないわけでございますが、今後政府における「障がい者制度改革推進本部」の検討状況を踏まえて、その結論によっては改めて文化審議会で検討をする、そういう結論になっていたところでございます。まず、内閣府に置かれている「障がい者制度改革推進会議」の検討状況でございますが、参考資料2は昨年12月に取りまとめられました第二次意見の関係部分を抜粋したものでございます。冒頭のところに、御覧いただけますように、作業チームの設置ということで、この推進会議の下に、表記に関する作業チームが設置されまして、「障害」あるいは「障碍」、その他交ぜ書きの「障がい」とか、「チャレンジド」といったような様々な表記について、障害者団体をはじめ関係機関、あるいは学識経験者からヒアリングを実施し、また一般の意見募集も行って検討がなされたということでございます。

そして、【表記問題に関する結論と課題】というところでございますが、これについては様々な主体が様々な考え方に基づいて表記を用いているということで、この第二次意見の時点では「しょうがい」の表記については見解の一致を見なかったということで、新たに特定の表記に決定することは困難だという判断に至ったということでございます。そのために下の方に下線を引いておりますけれども、法令等における「障害」の表記、これにつきましては、当面は現状の「害」の字を用いることとして、「今後、制度改革の集中期間内を目途に一定の結論を得ることを目指すべき」とされております。この「集中期間」というのは、平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」、その下に「障がい者制度改革推進会議」が設けられており、その設置から5年間を「集中期間」とする、ということですので、平成26年12月までということでございます。

【今後の取組】というところでございますが、「それぞれの表記に関する考え方を国民に広く紹介し、各界各層の議論を喚起するとともに、その動向やそれぞれの表記の普及状況等を注視しながら、今後、更に推進会議においても検討を進め、意見集約を図っていく必要がある」ということでございます。「なお」のところにございますけれども、「表現の多様性を確保する観点から自治体等が「障碍」という表記を使いやすくすべきとの意見もあり、「碍」を常用漢字に追加するよう提言することの適否について、併せて検討すべきである」とされています。今後は、その下にございますように、各種のシンポジウムとか啓発事業を行って議論を喚起していくということ、それから、それぞれの表記の普及状況について定期的に調査を行って、その把握に努めることとされていますので、今後とも、「障がい者制度改革推進会議」の表記についての検討状況について、十分注意いたしまして、必要な情報等を国語分科会にも御報告させていただきたいと考えております。

御報告は、以上でございます。

○林分科会長

ただ今の御説明について、何か御質問、御感想等がありましたらお願いいたします。

○出久根委員

漢字表の説明会の反響はいかがでございましたか。

○氏原主任国語調査官

漢字表の説明会は、参考資料の1にありましたように、先週の土曜日1月22日に、既に 関西地区説明会ということで伊丹市で開催しております。その時、先ほど申し上げました ように、林分科会長と前田漢字小委員会主査に出ていただいておりますので、林分科会長 と前田漢字小委員会主査からその時の様子などをお聞かせいただけるといいのではないか と思いますが、いかがでしょうか。

○林分科会長

分かりました。新しい常用漢字表,御説明にありましたように,11月30日に内閣告示されまして,新聞でも即日1面で報道されておりますし,これに対する対応がかなり急速に行われ始めております。

この表を作ったというのは一つの節目でありまして、これがよく理解されて十分に機能するようにという、この後の非常に大事な仕事が残っているわけでございます。その一つとしまして、御覧の参考資料1にありますように、関西地区では伊丹市、それから中国・四国地区では松山市、それから中部地区では福井市、それから3月に入りましてこの東京ということで、合計4回の説明会、あるいは国語施策懇談会が予定をされておりまして、その第1回目がこの1月22日伊丹で行われました。

伊丹市は大変協力的でありまして、ただちょっと後で伺いますと、周知期間がもう少し長かったら良かったのにというような御希望があったので、そういう影響があるかもしれませんが、集まってくださった方が70名くらいでした。ただ、非常に熱心に話を聞いてくれまして、質問もたくさん出ておりましたし、非常に意義のある説明会になったのではないかなと思っております。

おいでになった方々の年代を申しますと、大体50代、60代、70代、中には80代ぐらいの 御高齢の方もいらっしゃいました。職業で一番多かったのは、無職の方とか主婦の方で、 続いて公務員、会社員、それから教員、教員がちょっと私の予想よりは少なかったかなと いうのが具体的な印象でございます。繰り返しになりますけれども、全体の満足度を言い ますと、ほとんどの方々、80%をはるかに超える方々から「大変よかった」とか、「ため になった」という感想を頂いております。全体的な話から個別の質問に対する回答まで、 限られた時間ではありましたが、この漢字表を理解していただくには非常にいい説明会が 開けたのではないかなというのが私の偽らざる感想でございます。

○前田漢字小委員会主査

今, 林分科会長から御説明いただきましたので, もう付け足すことはございませんけれ ども, 非常に熱心に聞いておられたという印象でした。

それから、書いた文字が正しいか、正しくないかということと関わって、非常に興味を持っていらっしゃる方が多かったという印象がございました。これらの点は今後また更に説明していく必要があろうと思っております。常用漢字表をいかに利用してもらえるか、常用漢字表を参考にしてより良い文章を書いていただけるかということがむしろ問題ですから、ある意味では、そういったことでの説明の仕方も工夫していかなければいけないと

思っております。

○林分科会長

出久根委員,今,私どもの感想を申し上げましたが,そういうことでよろしゅうございましょうか。

○出久根委員

会場にいらした方から意見が出されたでしょうか。そうした意見にちょっと興味がありまして…。

○林分科会長

いわゆる選択式で満足度を調べたのと同時に、自由記述でいろいろ意見を書いていただきました。実は私も先ほどこの会場に来て、ちょっと前に拝見したばかりですので、よく頭に入っておりませんけれども、幾つか拾い読みいたしますと、80歳の方で、「耳が悪いので聞き取りは不十分でしたが、資料・映像により大変勉強になりました」というもの。それから、70代の方で「字体・字形のことがよく分かりました」というもの。これは氏原主任国語調査官が非常に明快に説明をなさいましたので、多分それに対する感想だろうと思います。「資料を頂いただけでも来たかいがありました」というもの。話より資料の方を喜んでいただけたのかもしれません。

それから、「高齢化社会になっているが、各市の高齢者福祉センター等で正しい漢字を書くにはとか、漢字の成り立ちは等の講習会を開催したらどうか」というもの。漢字は、やはり定期的な見直しをして、実態に合わせていくということは、日本語のような表記のシステムでは非常に重要なことですので、そのことをちょっと私の方から御説明申し上げますと、それについてはそういうふうに「定期的に見直して変えていくということはいいことだ」というような反応がございました。

鼎談というのがありまして、前田漢字小委員会主査と氏原主任国語調査官と私が登壇しました。これに対しては「おもしろかったし、これからの仕事に役立てたい。」、それから「このような説明会をまた開催してほしいと思います。」とあります。

ちょっと何か耳に快いものだけを拾い上げた傾向もございますが,大半の方々は満足, それからまあ良かったといったような御回答でございました。

○出久根委員

ありがとうございました。それでやりがいがあったというわけでして,不評でしたらば 大変ですから…。

○林分科会長

ほかに何かございますでしょうか。

くどくなりますけれども、常用漢字表は、これがどういうふうに受け止められて、それからどこまで理解されて、それが例えば実社会とか教育でどれだけ生かしていただけるかということ、これが一番大事なことでありますので、私どももよく見守り、必要な努力はさせていただくように考えてまいりたいと思っております。ほかに御質問等がなければ、この漢字小委員会の関係につきましてはここまでにしたいと思います。

それでは、次に日本語教育小委員会で審議されております「「生活者としての外国人」 に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック」に関して、 日本語教育小委員会の主査である西原副会長から御説明をお願いしたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。

○西原副会長

それでは、今期、第10期の日本語教育小委員会における審議内容について御説明申し上げます。配布資料3と配布資料4-1及び4-2を御覧いただくことになると思います。

まず審議の経過につきましては、配布資料3にございますので、それを御覧ください。 今期は第10期ですが、平成21年2月からの第9期におきまして「生活者としての外国人」 に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について検討を行ってきております。そして、今期第10期も検討を続け、その結果として「「生活者としての外国人」に対する日本 語教育の標準的なカリキュラム案について」というものを平成22年、昨年になってしまいましたが、5月19日、前回の第44回国語分科会において御了承いただきました。

標準的なカリキュラム案については、前回、御説明いたしました。各地域において現場の実情に沿った日本語教育の具体的な内容やプログラムを作成するものとお考えいただいたと思います。その後、昨年の7月からは日本語教育小委員会で、そのカリキュラム案に基づいた実践の支援ということを考えて、指導方法それから教材例、そして学習者の能力の評価という3点につきまして検討を行ってきております。

まず、標準的なカリキュラム案の活用及び指導方法について、それは「活用のためのガイドブック」ということで取りまとめを行いました。本年1月11日の日本語教育小委員会におきまして、それを承認していただいております。このガイドブックにつきましては、配布資料4で御説明いたしますが、地域の実情や外国人の状況に応じた日本語教育プログラムというのを編成する際の考え方ですとか、作業手順それからその中で用いる教室活動の方法等を解説しております。主に各都道府県、市町村における日本語教育を担当する方それから各地域において日本語教育のコーディネーターの役割を果たす方が標準的なカリキュラム案とセットで利用してくださって、地域の実情に応じた日本語教育を実践するということを期待しております。

2番目に申し上げた教材例につきましては、昨年の10月から内容や様式について検討を 行っておりますが、もう少し遅くこの期とはちょっと重ならないことになりますが、3月 末くらいを目途に作成中でございます。

また、「③ 学習者の能力評価」につきましては、昨年の11月からヒアリングを行っております。そして、今年の2月以降、そのヒアリング内容等を踏まえて検討を開始するという予定になっております。本日は取りまとめを行った活用のためのガイドブックを中心に審議内容の説明をさせていただきます。配布資料4-1と、4-2を御覧いただくことになります。

配布資料 4-2 がガイドブック,配布資料 4-1 は報告の概要ということになります。まず配布資料 4-1 を御覧くださいませ。これがガイドブックの目次,章立てということになります。最初,「はじめに」において活用のためのガイドブックというのはどういうことなのか,そして作成の手順とか教室活動の方法とかを解説するという予告をしております。第2の部分で,標準的なカリキュラム案における言語・言語習得の考え方についてということで,これは実はカリキュラム案そのものにも大枠のことは書いておりますけれども,留学生ですとか,研究目的ですとか,そういう学術的な目的で日本語を学習するということよりは,日本でその方々も含めて生活者としての基盤を築いていただくためのものだということで,その活動,その部分についての日本語教育を支える基本的な考え方というのを,その標準的なカリキュラム案における言語・言語習得の考え方についてというところで説明しております。それから,活用及び指導方法について,というのが3章目になっております。活動の際の基本的な考え方,これは,日本語教育の世界においてもこの

部分については新しい考え方を説明した方がいいということで、そこを設けております。 そして、5月に発表しまして皆さんにもお送りしておりましたカリキュラム案から、それ を実際に各地で実地に日本語教育の使うカリキュラムを作っていただくための作業手順と しまして、そこに「4 日本語教育プログラムの作成手順」で標準的なカリキュラム案を 基にした日本語教育プログラムの作成手順を1,2,3というふうに説明しております。 「5 日本語教育プログラムの具体例」のところは, プログラムの具体例ということで, いろんな方が日本に今住んでいらして、生活基盤を築いて中核的に社会生活に参画してい ただいているわけですけれども, その中で代表的な方々としまして日系人の就労者, それ から国際結婚で来日なさった配偶者の方、それから技能実習生の3タイプを選んで、そう いう方々がいた場合にどういうふうにしてその方々のニーズをカリキュラム化していくの かというようなことについて書いております。「6 活動方法の例の具体的内容」につき ましては、いわゆるタスクベースのというようなことがあるのですけれども、どういうよ うな実際的な教室活動及び教室外活動をどのような協力者を得て行ったらよいのか、その ようなことの例を具体的な内容ということで書いております。「7 参考資料」としまし ては、いろいろなことが考えられるのです。カリキュラム案のところで提示いたしました 生活上の行為の事例というのがあるのですが、それを中国語、英語、韓国・朝鮮語、ポル トガル語、スペイン語に訳しまして、多言語情報として提供している、というのが概要で ございます。

では、引き続きとじられております配布資料 4-2 を御覧ください。これが「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案、5月に出したものに第2 弾として出ていく、活用のためのガイドブックということでございます。

まず初めに目次を御覧いただくと、今、私が配布資料4-1で御説明申し上げましたこ とが目次立て,章立てになっております。1ページというところを御覧いただきますと, 「はじめに」ということで、少しこれまでの審議の経過ですとか、標準的なカリキュラム 案が出た、そのカリキュラム案の基本的な考え方、それらのことが1ページ、それから続 くページに続いていきます。 2ページ, 3ページは先ほど申し上げた言語習得の考え方に ついて説明しております。既にカリキュラム案を御覧いただいていると思いますが、この カリキュラム案というのが「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り、生活で きるようになるということ,具体的には日本語を使って健康かつ安全に生活を送る,また 自立した生活を送る、日本語を使って相互理解を図り社会の一員として生活を送る、文化 的な生活を送るというようなことを目指して、どのような教室活動、どのような考え方に 基づいてこのことが行われるかということを説明しております。続きまして、4ページと 5ページ「3 標準的なカリキュラム案の活用及び指導方法について」です。キーワード を挙げまして、ブルーの地に白抜きの四つがキーワードということになっておりますが、 「地域・学習者に応じた教育内容の選択と工夫」,それから「専門家・地域住民との協 働」、「行動・体験中心の活動」、「対話による相互理解の促進」、それを挙げまして、関連 する部分を標準的なカリキュラム案から抜粋して掲載しております。ここまでが活用に当 たっての基本的な考え方を示している部分です。この後は、具体的な活用方法の手順等の 説明になります。7ページですけれども、これが図示されている作成手順ということでご ざいます。「1」に始まって輪のようになっていて循環する,このことが繰り返されると いうことで示しておりますけれども、対象とする域内の外国人のニーズを把握した後に、 日本語教室の目的や設置場所等について検討し、同時に具体的な日本語教育プログラムの 作成を行う。そして、それを地域に応じて実施しつつそれをまた見直し、新たなフェーズ に入っていくというような、そういうことになっております。続きまして、8ページ以降 を見ていただきますと、これは先ほど申しました、実際にその地域に合ったカリキュラム を作る方がどのようにして、前ページで図示してあるようなことをどのようにして行うの かということを手順ごとに書いております。基本的にはブルーで書かれていることが全体 の中の、その部分ということで、それから作業の内容と生活課題の把握と、地域リソース の把握という、そういうことを行うのだということがこのページになっております。続く ページはブルーが一つ動いていることがお分かりになっていただけると思うのですけれど も、その第2段階として日本語教室の目的や設置場所等についての検討をするということ です。具体的には(1)と(2)のことをする。その(1)と(2)は何かというと(2)下の二つの四角で囲まれたものということで、続いてまいります。10ページ、11ページは その作業としましては3段階目で,具体的な日本語教育プログラムの作成ということで, その下の部分に少しオレンジのマークとか、それから薄いブルーのマークで囲まれた表が 四つほど付いておりますけれども、これは特に左から2番目、10ページというページ数の 書いてあるところの直上のところに相当する、この丸印に囲まれたものがカリキュラム案 の中で生活上の基盤を築く上の大切な大分類項目として挙がっているものでございます。 そのうちから、この薄いオレンジ色及び薄いブルーでマークされたものを選んで、その上 でこのようなことを行っていったらどうかということで,その右ページ,11ページの丸印 の中のオレンジの部分、社会の一員となる(4.5単位)とか書いてある部分は、既に5月 にお出ししたカリキュラム案の中でこのような全体を30単位と考え、目安として60時間と いうような時間を設定するとすれば、このようなことをこういう単位でやったらどうかと いうことをお示ししているわけですけれども、それを引用しつつ、その部分についてこう いう光を当てるというようなことになっております。それから、12ページは具体的な日本 語教育プログラムの作成ということで、続いていくことになります。

今、私は早口に説明しているわけでございますけれども、こういうようなことをつらつ らとやっていっていただくということになっているわけです。それで、その地域に住んで いる方々の学習時間ですとか、それからどんな協力者がいるかとか、どんな活動をしたら よいかというようなことをカリキュラム案をベースにいろいろと考えていっていただくと いうことになっています。15ページをお開けいただくと、さらに日本語教育プログラムの 具体例というのを挙げておりますが、これは先ほども申しましたけれども、いろいろな方 が地域では生活者として既に生活をしていらっしゃるわけですけれども、このような方の 数が結構多いということから,日系人就労者のAさん,国際結婚で来日したBさん,技能 実習生のCさんということで、その方々の場合には今申し上げたこの手順をその方々につ いてアプライしていくにはこのようなことということでございます。16ページ、17ページ それから18, 19ページとAさんの場合の適合例が書いてございます。ということで, Bさ ん, C さんというふうになっていくわけでございます。22ページからはB さんが始まりま して、これは国際結婚の配偶者ということでございますので、生活の場面としては、例え ば今すぐできないと困ること、22ページの生活面で課題として抱えていることでは、子供 が病気になったときの対応とか、医療機関を利用するとか、そういう内容になって、それ をカリキュラム化するということでございます。続きまして、30ページからは技能実習生 のCさんということで、技能実習につきましても、もう詳しくていらっしゃる方は、制度 が変わったりいろいろ展開があるということを御存じだと思いますけれども、技能実習生 のCさんの場合には、例えば実習現場の人と日本語で話したり、日本語で人間関係を作っ たり、信頼できる相手に質問をしたりというようなことが生活における喫緊の課題である と設定して、その場合はこういうカリキュラムということで展開しております。34ページ からが、Cさんの具体的なカリキュラムとなります。

そして、37ページを御覧いただきますと、教室活動と言われる具体的な内容について、 このようなことがあるであろうという生活者のための日本語教育、生活上の行為ができる ようになる、つまり日本語について知識を獲得するということよりは、日本語を使って生 活できるようになるということが目的の日本語教育でございます。教室活動を、教室で先 生と学習者が対面して、先生から与えられる知識を一方的に吸収するというようなことで はなく、実体験とか施設見学ですとか、プレゼンテーション、ロールプレイ等、教室活動 が外の社会を反映したような形で展開するということでございますので、そのような言語 活動、言語教育について、まだなじみのないような方々のためにかなり詳しく提示をして おります。それが37ページからの説明ということになっております。それは、タスク・タ イプ、インタビューですとか、プレゼンテーションですとか、ランキングですとか、それ がどのような生活上の行為の事例、そしてそれがどのようなことができるようになるため に使われるということなのか、そして、準備するのがどういうことで、活動の流れはどう したらよいのかということをかなり懇切丁寧に説明をしていっております。それがずっと 続いております。そして、最後の53ページのところからは先ほども申しましたけれども、 生活上の行為の中で、最も基本的であり、生活上の基盤を築く基となるものだろうという リストを5月に出したカリキュラム案の中に入れておりますけれども、それが54ページ、 55ページのような形で見開き 2ページのリストになっております。これはもちろんそこの 地域において日本語教育を展開する計画を立てる方が参考として使ってくださるものでは ありますけれども、同時に、先ほどAさん、Bさん、Cさんの例を挙げましたが、Aさん やBさんやCさんたちがこのリストを見て、自分の生活上の喫緊の課題はこれだと考え、 そして自分はこれをやりたいと言うことができるようにということで、学習者も目にする ことを想定して,その次から多言語で同じことが書いてございます。先ほど申しました言 語でこれを書いておりまして、これを参考にしながら、それまでに挙げられているような 手順を使って、この具体的な活動というものを展開していただきたいという、そういうこ とになっております。

活用のためのガイドブックの概要については、以上でございますけれども、今後これを出しました後どうするかということを最後に申し上げます。配布資料3の一番下の部分に戻っていただいて、「今後の検討予定」を御覧いただきたいと思います。カリキュラム案とガイドブックを踏まえて教材例というものを作成し始めております。それから、日本語能力、このカリキュラムに基づいた、あるいは生活をするための基盤としての日本語ということについて、能力評価をどういうような形で行うのかというような、そういうことにつきましての検討が2番目。それから、さらにこれはもっと遠く将来というか、先のことになりますけれども、このようなカリキュラム案に基づいて日本語支援をする場合の指導力というのは何なのかというようなことについても、これは、教員養成の部分になりますけれども、検討を行って、最終的にはそれらの検討内容全体をまとめる形で日本語教育の標準的な内容方法の取りまとめをするという、そういうことでございます。

以上、御報告させていただきました。

○林分科会長

ただ今の御説明につきまして、何か御質問あるいは御意見等がありましたら伺いたいと思います。大学などの留学生向けの日本語教育と違いまして、こういう「生活者としての外国人」を対象とした日本語教育というのは、多様ですし、教育の実態も非常に複雑ですから、やはり何かよりどころや、指針というものがどうしても求められてくるわけであります。今伺いますと、そういう点についてこれは非常に本格的で大規模な、今後の予定を含めますと、本当に新しい国際的な社会になっていくのに必要な、基幹的な大事なことをやっていらっしゃるとかねがね感じております。こういう具体的なお話を伺ったところで何か御質問や、御感想などがありましたら、どうぞ遠慮なさらずに伺わせていただきたい

と思います。その前に何かございますか。

○西原副会長

実は漢字小委員会との関係でございますけれども、このカリキュラム案が出たのが5月でございまして、ガイドブックが出るのが今ということになります。この間に内閣告示を挟んで常用漢字表の改定がございまして、杉戸日本語教育小委員会副主査をはじめ、そのエキスパートでいらっしゃる方々からこのガイドブックの表記をどうするのかということが問題になりました。

それで、このガイドブックの本文につきましては、これは新しい常用漢字表が告示された後のことでございますので、その標準に従っておりますが、5月に出たものにつきましては旧の常用漢字表に基づいておりますので、それを引用する場合には旧の標準に従って引用しております。ですから、例えば「アイサツ」というのを引用する場合には、「あいさつ」と平仮名で、そして説明する本文の場合には「挨拶」と漢字でというようなことになっておりますので、補足させていただきます。

〇内田委員

感想だけですけれども、とても精緻なカリキュラムの方向性というか、非常に具体的な形が示されたことに本当に感銘を受けました。特に私がすばらしいと思ったのは、この日本語教育プログラムを自分の地域で暮らす人たちが本当に社会参加できるような、エンパワーメントに資するような形で、実質に合わせてカリキュラムを作り、指導をしていき、そして実際に生きて働くような日本語が習得していけるようにというところに配慮されている点でございます。いろいろなところに応用可能な学習原理というのが非常にうまく盛り込まれていて、そしてモデルも幾つか提示されて、「ああ、こうやって実際に指導していけばいいんだな」というようなところが、とても分かりやすく可視化されているということで、すばらしいと思いました。

○林分科会長

国語分科会ですが、今年度につきましてはこれが最後になりますけれども、この課題は継続的に更に進めていただくということでございますので、これからまたいろいろ御意見やら御感想を伺う機会がたくさんあるだろうと思います。是非、今後も、これに御関心を深めていただきまして、いろいろ御意見等承れれば大変有り難いと思っております。

特にございませんようでしたら、この件につきましてもこれで終わりにさせていただきます。ただ、配布資料 4-2 「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック」につきましては、本日の国語分科会における報告内容を、1月31日の月曜日に開催される文化審議会総会において審議状況として御報告していただくことになっておりますので、その点につきまして、御了承をいただきたいと思います。

それでは、この件については終わらせていただきます。

本日の議題は、以上でございますが、最後に事務局から何かございましたら、御連絡を お願いいたします。

○舟橋国語課長

私の方から2点申し上げたいと思います。

1点目は参考資料3に関係することでございます。参考資料3というのは、「「敬語おも しろ相談室」の公開について」というものでございます。これは、平成19年2月に答申を 頂いた「敬語の指針」について、その内容を具体的で分かりやすく国民の皆さんに御理解いただくために、ショートムービーを作成いたしまして、文化庁のホームページで公開しております。具体的には参考資料 3 の 2 枚目を御覧ください。七つのテーマにつきましてショートムービーをそれぞれ作成しておりまして、敬語の基本ですとか、あるいは間違いやすい敬語などについて分かりやすく説明をしているというものでございます。文化庁のホームページから御覧いただくことができますので、是非、御覧いただき、また、機会がございましたら、その普及にお力添えいただければ大変有り難いと考えております。それが 1 点目でございます。

2点目は、参考資料4を御覧いただきたいと思います。昨年末に平成23年度の予算案がまとまったわけでございますが、その中の国語・日本語教育施策について概要をまとめた資料でございます。1枚めくっていただきますと、まず国語施策の充実ということでございます。四つの柱になっておりますが、水色のものは継続で緑色のものが新規ということでございます。継続につきましては、毎年度行っている「国語に関する世論調査」、それから国語問題研究協議会、あるいは国語施策懇談会についても、引き続き開催をする予定でございます。予算が300万ほど減額になっているのは、先ほど御説明しました内閣告示「常用漢字表」説明会が22年度限りの予算でしたので、その分の減となっております。

それから、3番目が危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査に関する研究ということで、これは平成21年2月にユネスコにおきまして、消滅の危機にある言語の指定がございました。我が国においては八つの言語と方言がそれに当たるとされました。この絵のところ、ちょっと見にくい字で恐縮でございますけれども、アイヌ語ですとか、あるいは方言では八丈、奄美、国頭、それから沖縄、宮古、八重山、与那国と、合計八つの言語・方言がそれに当たるという、ユネスコによる認定を受けたということでございます。それを契機として、我が国における危機的な状況にある言語・方言について、その実態や状況ですとか、保存・継承のための取組の実態などについて調査をするということで、22年度から開始しておりまして、23年度についても継続する予定にしております。

緑色の国語施策情報システムの更新ということですが、これは最初の議題にございました常用漢字表が改定されたということを踏まえてのものでございます。 2ページのところにポンチ絵がございますけれども、新しい常用漢字表をシステムに入れるということと、それに伴って送り仮名ですとか、仮名遣いにも変更がございますので、その改定をするということです。また、新しい追加字種については、その正しい字体が表示されるように、閲覧環境に関係なく正しい字体表示をできるシステムにするということ。また、ユーザーからの声として、検索機能、特に音訓検索で、当該字が常用漢字なのかどうなのか、そういうのを音訓からでも検索できるような機能が欲しい、そういうような御要望もありますので、そういうのを踏まえてこのシステムを更新していきたいというものでございます。

3ページを御覧いただきますと、こちらは外国人に対する日本語教育の推進ということでございます。こちらは薄い黄色が継続で、緑色が新規ということになっております。

継続の薄い黄色のところを御覧ください。左側には「生活者としての外国人」のための日本語教育事業ということで、日本語教室の開設ですとか、指導者の養成などの委託事業ということになっております。予算額が2,000万減額になっておりますけれども、これは過去の執行実績を踏まえて単価を見直したということでございますので、76か所と箇所数が書いてございますが、この予算上の箇所数は前年度と同数を確保するということにしております。そのほか難民に対する日本語教育については、平成22年度から第三国定住難民に対する指導を開始しております。

また,日本語教育に関する実態調査や調査研究でございますけれども,継続分としては 日本語教育に関する日本語教育機関,日本語学校等に対する調査というのを毎年やってお りますので、これを継続して行うこと。そして、日本語指導者の養成・研修に関する調査研究というのを平成21年度から始めておりまして、これも引き続き行うということにしております。そのほか、日本語教育研究協議会、あるいは都道府県・政令指定都市の日本語教育担当者の研修についても継続して実施をするということでございます。

緑色が新規でございますが、真ん中にありますように、省庁連携のための基盤整備事業を始めたいと考えております。これは詳しくは4ページ以降にございますけれども、日本語教育については、文化庁だけではなくて、外務省あるいは厚生労働省をはじめ関係各省で様々な取組が行われているところでございます。それらの相互の連携を図って総合的・効率的に日本語教育施策を全体として実施していく、そういう観点から文化庁では、その連携の中核を担うということで、関係の会議等を開催するための経費でございます。

4ページの下に、対応というところがございますけれども、関係府省を集めました連絡会議というのは昨年から始めておりまして、更に実際に日本語教育を実施される関係機関にお集まりいただいた推進会議も今後開催をしていきたいと考えております。

また、5ページでございますけれども、連携を促進するための事業としまして、日本語教育コンテンツ共有化推進事業を計上いたしております。これは各機関、いろんな実施機関あるいは支援機関、又は自治体などで教材でございますとか、あるいは指導者に関する情報ですとか、様々なコンテンツをお持ちなわけですが、これを横断的に利用できるようにして、言わばコンテンツを関係者で共有する、そういうシステムを構築しようということでございます。平成23年度は、このシステムの在り方について検討するということと、先ほど西原副会長から御報告いただきました標準的なカリキュラム案、この本体の方をデータベース化いたしまして、いろいろなキーワードから検索できるような形にしたものを文部科学省のホームページに入れ込みたいということで、そのための経費を計上しております。

それから、最後に6ページでございますが、新規事業のもう一つとしまして、諸外国における外国人に対する自国語教育・普及施策に関する調査研究ということでございます。この資料の上の方に、少し薄い字でございますけれども、2003年以降、諸外国において外国人の受入れ、あるいは外国人に対する言語教育施策についての様々な動きがあるということで、受入れを積極的に行っていく方向、あるいは逆に一定の制限を課すというような方向もあるということでございますが、そういう外国における状況を把握しようということでございます。平成23年度、第1年次については、アジアの韓国、中国あるいは台湾、そういったところを調査してはどうかということで経費を計上しているということでございます。

以上、関係の予算案を御参考までに御報告させていただきました。

○林分科会長

ただ今の御説明について、何か御質問あるいは御意見等ございますか。

○武元委員

今,御説明いただいたことについてちょっとお尋ねいたします。2ページ目の国語施策情報システムというデータベース化のお話でございますけれども、これは国語表記の基準を掲載と書いてあります。この「国語表記の基準」が指すものはつまり「常用漢字表」、「送り仮名の付け方」以下の五つのものを指すと考えてよろしいでしょうか。

それからもう一つ,これは平成23年度にデータベースをお作りになって公開する,平成23年度中にということでよろしいでしょうか。

○舟橋国語課長

御指摘のとおりでございまして、「国語表記の基準」と言っているのは、ここにございます「常用漢字表」以下の五つのものでございます。それから、平成23年度中にこの更新をいたしまして、御利用いただけるようにするということでございます。

○林分科会長

武元委員、よろしゅうございますか。

○武元委員

はい。

○林分科会長

御意見,御質問がなければ,本日の第45回文化審議会国語分科会を,これで終了させていただきたいと思います。1年間にわたりまして本当にどうもありがとうございました。